

来てふくしま体験住宅提供事業実施要領

1 目的

「来てふくしま体験住宅提供事業」は、本県へ移住・定住する契機とするため、若者等を対象に福島体験のための滞在住宅として県営住宅の空き住戸を一定期間低廉な使用料で提供し、関係人口の創出拡大や将来的な県内への移住・定住を促進することを目的とする。

2 提供の手法

行政財産の目的外使用許可

3 使用許可対象住戸

別表「対象団地」の住戸とする。ただし、入居者を募集していない住戸に限る。

4 使用許可対象者（申請者、使用者）

次の全てに該当する者とする。

- (1) 県外から県内へ移住を検討していること、又は県内での起業を検討していること。（同居者含む）
- (2) 3か月以上の使用を希望していること。
- (3) 事前に県内への移住又は県内での起業について、関係機関へ相談していること。
- (4) 暴力団構成員でないこと。（同居者含む）
- (5) SNSで移住又は起業に向けた取組や県内での活動及び福島の魅力について情報発信すること（SNSのプライバシー設定を「公開」とし、ハッシュタグ「#福島県来て」を付し2回／月以上投稿すること）。
- (6) 団地の自治会活動へ参加すること。
- (7) 申請日時点で20歳以上59歳以下であること。
- (8) 関係機関から移住や起業に関する情報提供等を受けること（関係機関への連絡先（氏名、住所、電話番号、E-mailアドレス）の提供を承諾すること）。

5 申請方法等

(1) 申請窓口

別表「対象団地」の所管建設事務所建築住宅課

(2) 提出書類

ア 申請

- ・移住又は起業計画書（様式1又は2）
- ・行政財産使用許可申請書（様式3）
- ・誓約書（様式4）
- ・緊急連絡人届出書（様式5）
- ・住民票（使用者及び同居者）※申請日から3か月以内に発行されたもの
- ・緊急連絡人確認資料（免許証、健康保険証（記号・番号を黒塗りなどでマスク

ングを施すこと)、パスポート等の写し)

- ・上記に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

イ 使用期間延長等

- ・移住又は起業計画書(様式1又は2)
- ・行政財産使用許可変更申請書(様式6)
- ・来てふくしま体験住宅提供事業 報告書(様式8)

ウ 使用終了

- ・行政財産使用終了届(様式7)
- ・来てふくしま体験住宅提供事業 報告書(様式8)

6 使用許可、費用負担等

(1) 事業実施の流れ

ア 申請者は移住又は起業計画書(様式1又は2)を作成し、次の機関に相談(対面又はオンライン形式による)する。

※移住の場合は、福が満開、福しま暮らし情報センター、県移住相談窓口(各地方振興局)、市町村移住相談窓口のいずれかとする。

起業の場合は、福島駅西口インキュベートルームとする。

イ 対象者は、使用を希望する場合、5(2)アの書類を建設事務所長に提出する。

なお、使用開始希望日は申請日と同月又は翌月とする。

ウ 建設事務所長は、5(2)アの書類を受付した場合、建築総室建築住宅課長に報告する。

エ 建設事務所長は、ウの書類を審査し(相談状況の確認を含む)、適正であると判断した場合、使用許可する(使用可否の通知は申請書受理から20日程度(土、日、祝日を除く)とする)。

オ 建設事務所長は、空き住戸情報や使用許可住戸情報を指定管理者と十分共有する。また、使用者が駐車場の使用を希望する場合、割り当てについて指定管理者と調整する。

カ 建設事務所長は、使用者の使用開始希望日を確認し、ハウスクリーニング及び家財等を設置する。また、必要に応じ修繕する。

家財等は以下の中から申請者と調整の上、予算の範囲内で設置する。

- ・カーテンレール(居室、ダブル)
- ・カーテン(居室、ドレープ及びレース)
- ・エアコン(8畳用程度1台)
- ・照明器具(居室、3か所程度)
- ・コンロ(2口、グリル付き程度)
- ・冷蔵庫(110L程度)
- ・電子レンジ(750W程度)
- ・液晶テレビ(32型程度)
- ・洗濯機(4.2kg程度)

- ・掃除機（家庭用）
- ・Wi-Fi設備（据え置き型、無線LAN規格11ac、推奨環境3DK程度）
- ・ガス瞬間湯沸器（5号程度）
- ・網戸（居室）
- ・浴槽
- ・給湯器（バランス釜式）
- ・その他必要と認められるもの

※浴槽、給湯器（バランス釜式）については、ガス事業者がリースを行っておらず、買取となる場合、設置する。

※掃除機が紙パック式の場合、交換にかかる費用は使用者負担とする。

キ 建設事務所長は、使用許可をしたときに、直ちに使用料を調定し、使用期間に応じた額を徴収するものとする。

ク 建設事務所長は、使用料の納付が確認された場合、鍵を引き渡すとともに使用開始に立会する。

ケ 建設事務所長は、使用者の連絡先を次の機関に提供し、情報提供等を依頼する。

情報提供等した内容は、建設事務所長が集約し、毎月3日までに建築総室建築住宅課長に報告する。

建築総室建築住宅課長は、報告された内容を取りまとめ、建設事務所長及び次の機関に提供する。

※移住の場合は、県移住相談窓口（各地方振興局）、市町村移住相談窓口とする。

起業の場合は、福島駅西口インキュベートルーム、市町村起業相談窓口、商工会議所とする。

コ 建設事務所長は、4（5）、（6）について、必要に応じ活動内容を確認する。

サ 使用者は、使用許可を延長しようとする場合、移住又は起業計画書（様式1又は2）を使用期間中の移住又は起業に向けた取組を反映した内容に修正し、次の機関と面談する。

※移住の場合は、県移住相談窓口（各地方振興局）又は市町村移住相談窓口とする。

起業の場合は、福島駅西口インキュベートルームとする。

面談後、使用許可期間満了日の30日前（当該日が土、日、祝日の場合はその翌日）までに5（2）イの書類を建設事務所長に提出する。

シ 建設事務所長は、サの書類を審査し（面談状況の確認を含む）、適正であると判断した場合、使用許可する。

また、直ちに使用料を調定し、使用期間に応じた額を徴収するものとする。

なお、納期限までに使用料が納付されない場合は、使用許可を取り消す。

ス 使用者は、退去する場合、退去する日の15日前までに5（2）ウの書類を建設事務所長に提出する。

- セ 建設事務所長は、使用者から5（2）ウの書類の提出があった場合、使用者立会の上で住戸及び家財等を確認し、通常の使用によらない過失・故意による毀損の有無を確認する。該当箇所があった場合、使用者は自らの負担により速やかに修繕する。該当箇所以外は建設事務所において修繕する。
- ソ 建設事務所長は、使用許可（変更含む）を行った場合及び退去を確認した場合、建築総室建築住宅課長に報告する。

（2）使用期間

原則として、3か月とする。

延長は3か月単位とし令和5年2月28日までとする。

（3）使用料等

- ア 住戸使用料は月額10,000円とし、日割りによる減額は行わない。
- イ 駐車場は1使用者1台とする。ただし、空きがある場合に限る。
駐車場使用料は各団地で設定されている使用料とし、日割りによる減額は行わない。
上記以外については、福島県行政財産使用料条例による。
- ウ 使用者は、各使用料を建設事務所が発行する納入通知書により、納付する。
- エ 光熱水費、通信料（6（1）カで設置するWi-Fi設備の通信料を除く）、共益費、自治会費は、使用者が負担する。
- オ 浴槽、給湯器（バランス釜式）のリース費用は使用者が負担する。
- カ 使用者の費用負担による使用終了時の修繕は免除する。ただし、使用者の故意又は過失により住宅（設備等含む）又は家財等を毀損したと認められる場合、使用者は原状回復等の費用を負担する。

（4）使用者の保管義務

使用者は、県営住宅等の使用（入居）のルールを厳守する。

なお、建設事務所長は、使用者が次の事項に該当した場合、使用許可を取り消すことができる。

- ・ 申込内容に不正又は虚偽があった場合
- ・ 申請者が使用していない場合
- ・ 団地内の施設を故意に毀損させた場合
- ・ 危険な物品を製造又は保管した場合
- ・ 近隣への迷惑行為があった場合、又は団地内で犬、猫等の動物類の飼育をした場合
- ・ 使用目的に沿った活動が認められない場合
- ・ 4（5）、（6）が確認できない場合
- ・ 納期限までに使用料が納付されない場合
- ・ 自治会のルール（共益費、自治会費の負担、駐車場使用に関することなど）に従わない場合
- ・ 申請者本人若しくは同居者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員であった場合

7 目的外使用住戸の管理

県営住宅の目的外使用であるため、所管建設事務所長が住戸管理する。

8 その他

(1) 使用者の対応

- ・使用開始・終了時に管理人へ挨拶すること。（共益費、駐車場、共同生活のルールの確認）
- ・使用終了時に清掃及び荷物（備付け備品以外）を搬出すること。
- ・使用開始・終了時に各種（電気・ガス・水道等）手続きすること。

(2) 建設事務所長の対応

- ・事前説明時及び許可通知書交付時に説明資料を配布すること。
- ・使用者の管理人挨拶への立会や指定管理者へ情報提供すること。
- ・使用開始前又は使用開始時に入居に関してのルールや各種手続きについて説明すること。
- ・別表以外の団地の使用を許可する必要がある場合、建築総室建築住宅課と協議すること。
- ・4（4）の確認を関係機関に照会すること。

附 則

- 1 この要領は、令和2年5月26日から施行する。
- 1 この要領は、令和2年9月18日から施行する。
- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。